

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	母子寡婦福祉貸付金	事業開始年度	昭和28年度	作成責任者		
担当部局庁	雇用均等・児童家庭局	担当課室	家庭福祉課	高橋 俊之		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条及び第37条	関係する計画、通知等	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日厚生労働省告示第248号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県・指定都市・中核市が母子家庭及び寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うため、母子及び寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な経費を国が貸し付けるものである。 ・貸付先: 都道府県・指定都市・中核市 ・貸付率: 2/3					
実施状況	平成20年度実施状況 ・実施主体: 全都道府県・指定都市・中核市 ・貸付件数: 49,025件 ・貸付金額: 23,315百万円					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	5,040	5,040	5,040	5,040	5,160
	執行額	4,352	3,650	4,377		
	執行率	86.3	72.4	86.8		
	総事業費(執行ベース)	6,528	5,475	6,566		
自己点検	支出先・使途の把握水準・状況	母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第24条(第38条において準用される場合を含む。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)第1条第1項(第9条第1項において準用される場合を含む。)の規定に基づく母子寡婦福祉貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る貸付業務の報告並びに同規則第11条の規定に基づく福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出することとされており、これらの提出書類と必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況等について確認を行っている。				
	見直しの余地	母子家庭等については、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するために本事業は必要である。				
予算監視の所見率化	一部改善 各都道府県等において必要となる国庫貸付追加財源を精査のうえ予算要求に反映する必要がある。					
補記						

厚生労働省
4,377百万円

〔 貸付申請書の内容審査、貸付決定等 〕



【貸付】

A

都道府県・指定都市・中核市
(44都道府県・指定都市・中核市)
4,377百万円

〔 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付け 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
母子福祉資金	母子福祉資金の借り受け	1,378			
計		1,378	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

(別紙)

平成21年度 母子寡婦福祉貸付金交付付先上位10自治体

	都道府県名	金額(百万円)
1	東京都	1,378
2	名古屋市	490
3	大阪府	379
4	北海道	257
5	堺市	249
6	静岡県	150
7	広島市	128
8	新潟市	127
9	松山市	93
10	青森県	91